

◎新潟県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県三条市吉野屋字蛇腹乙985から乙987まで、乙990、乙990の1、乙991、乙991の子、乙992の1、乙992の2、乙993、乙993の子、乙994から乙996まで、乙997の1、乙997の2、乙998から乙1004まで、乙1034の3、乙1034の6、乙1035の1、乙1035の2、乙1036の1、乙1037の1、乙1037の6、乙1038の子、乙1053、乙1053の1、乙1054の1、乙1054の2、乙1055、乙1055の子、乙1056の1、乙1056の2、乙1057の1、乙1057の2、字田川乙1076の1から乙1076の3まで、乙1077、乙1077の子、字甚右_ニ門畑乙1103の1、乙1103の2、乙1104から乙1109まで、乙1114から乙1116まで、乙1248から乙1250まで、字戸倉屋敷乙1123、乙1124の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。）